

2月16日(火)～3月15日(月)は税の申告相談期間

所得税と町・県民税の申告は正しくお早めに

税務署からのお知らせ

■スマートフォンやパソコンで確定申告を

国税庁のホームページで所得税の申告書などが作成できます。画面の案内に従って入力すれば税額が自動計算され、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。また、作成したデータをe-Taxで送信することで、自宅から申告することが可能です。申告書作成会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、スマートフォンやパソコンからのe-Tax送信を利用して申告を済ませましょう。



■確定申告書作成会場開設

佐原税務署は、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※平日のみ
時間 9:00～17:00 (受付8:30～16:00)

※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、後日の来場をお願いします。
※上記開設期間の前でも申告作成・相談・提出を受け付けます。1月中は事前予約制となります。
※税務署から「令和2年分確定申告のお知らせ」はがき等が届いた場合は、あわせてご持参ください。

問い合わせ

佐原税務署 個人課税部門 ☎54-1331

東庄町役場からのお知らせ

町の申告相談は予約制（先着順）です。役場町民ホールに備えてある受付簿に記入してください。（1人1枠に限る）

予 約 受 付

2月8日(月)～ ※電話予約不可
8:30～17:15 (水曜日は19:00まで)

申 告 相 談

期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※平日のみ
時間 9:00～12:00、13:00～17:00
会場 役場1階 町民ホール

青色申告相談・譲渡（土地・建物・株式）申告相談は佐原税務署でご相談ください。ただし、公共事業用地を譲渡した場合は、町でも受け付けします。

■無収入でも住民税申告を

住民税申告が必要だと思われる方には、2月中旬に住民税申告書を送付します。申告相談が不要で提出のみの方は、申告書へご記入のうえ、役場③番窓口へ提出またはご郵送ください。

問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

税理士による無料申告相談

◆所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会 場	時 間
2月8日(月)	東庄町役場 会議室2	9:30～12:00 13:00～15:30

問い合わせ

佐原税務署 個人課税部門 ☎54-1331

申告に必要なものは事前にチェック！

- 印鑑
- 収入や必要経費がわかるもの（源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など）
- 各種控除の内容がわかるもの（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費通知または領収書、障害者手帳、寄附金控除証明書など）
- 申告者名義の通帳 ※所得税が還付になる方のみ必要
- マイナンバーカード、または、マイナンバー通知カードと免許証など本人確認できる書類
- 税務署からの「令和2年分確定申告のお知らせ」はがき、または電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書



事業主の方へ

給与支払報告書の提出や 償却資産の申告は2月1日(月)まで

給与支払報告書の提出

給与支払者は、1月1日現在東庄町に在住しているすべての従業員について、令和2年中に支払った給与に関する給与支払報告書（総括表・個人明細書）を支払額の多少に関わらず提出してください。なお、従業員は専従者・パート・アルバイト・役員・外国人技能実習生なども含まれます。

また、平成31年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合は、eLTAXまたは光ディスク等により提出してください。

問い合わせ

町民課 賦課徴収係
☎6073

eLTAXで電子申請
しましょう！



固定資産税 償却資産の申告

償却資産の対象

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を経営し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などが償却資産です。これらの資産を事業用として使用している場合には、償却資産の課税対象となります。

課税対象にならないもの

- ・耐用年数1年未満の資産
- ・取得価格が10万円未満で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ・取得価格が20万円未満で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

基準日 1月1日
申告期限 2月1日(月)
※eLTAXで電子申告できます
申告・問い合わせ

町民課 固定資産税係
☎6073

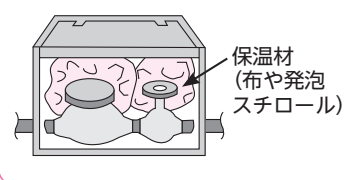
水道管の凍結にご用心

気温がマイナス4℃以下になると水道管の水が凍って出なくなってしまう、水道管が破裂することがあります。冬季には、水道管の防寒対策をお願いします。

凍結しやすい水道管

屋外に露出している管／家の北側にあり、陽の当たらないところの管／風当たりの強い場所にある管／寒い日に長時間水道を使用しなかった管

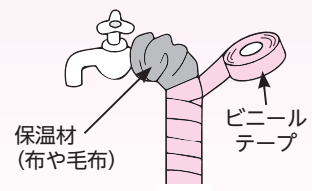
メーターボックス



ビニール袋のなかに小さく切った布や発泡スチロールを入れる。（必ずメーターが見えるように！）

凍結防止方法

屋外にある水道管



布や毛布などを巻き、さらにぬれないようにビニールテープなどを巻く。

蛇口が凍ってしまった場合

水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をかけてください。凍った状態で無理に栓をひねると蛇口が損傷する危険性があります。

水道管が破裂してしまった場合

水道メーターから蛇口までの水漏れは、町の指定給水装置工業者に連絡し、修理してください。水道メーターより道路側・水道メーターからの水漏れは水道係へご連絡ください。

問い合わせ まちづくり課 水道係 ☎86-6077